

■ 資料編

## 1. 海蔵地区まちづくり構想とは

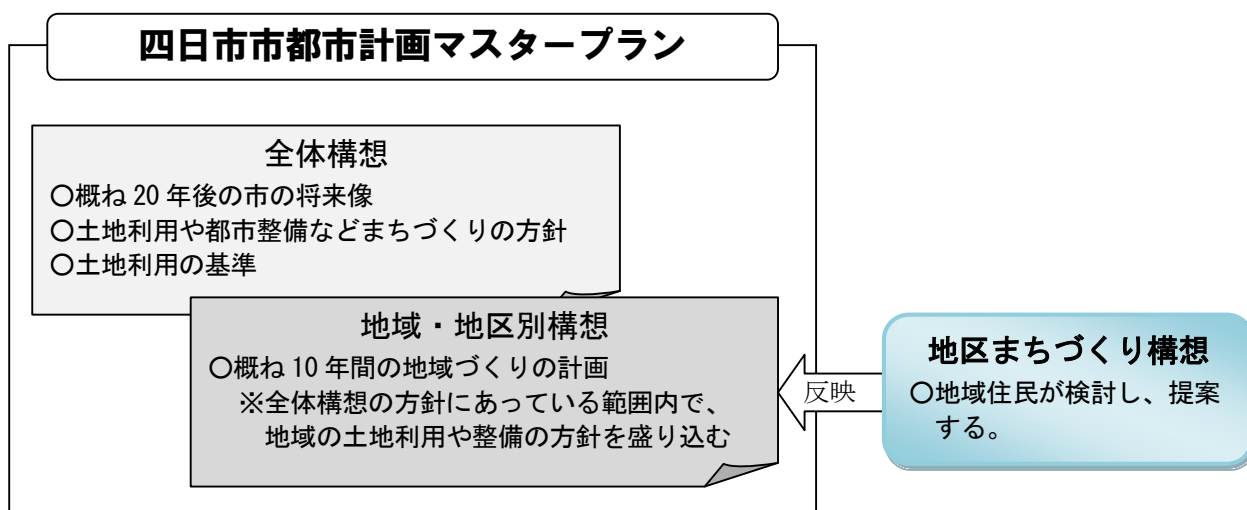
### (1) 四日市市都市計画マスタープランとは

都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、土地利用のあり方や市民の活動に必要な都市施設の整備などを定めるものですが、その実現には、公共部門が中心に進める根幹的な道路や公園などの都市施設の整備と市民や民間部門が中心となって進める建築活動やそれに伴う生活道路の確保などがバランス良く進むことが必要です。

都市計画マスタープランは、「都市計画法第18条の2」に基づく「市の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものであり、長期的な視点に立って都市の将来像を示し、市民と行政が協働でその実現を図っていく指針となるものです。

### (2) 海蔵地区まちづくり構想とは

四日市市都市計画マスタープランは、全体構想と地域・地区別構想で構成されています。



全体構想は、概ね 20 年後の市の将来像をはじめ、土地利用及び都市整備などまちづくりの方針を掲げたもので、平成 14 年 7 月に策定され、平成 19 年 3 月に一部変更があり、平成 23 年 7 月に変更を行いました。

地域・地区別構想は、全体構想に沿って地区（24 行政区を基本）単位で取り組む概ね 10 年間のまちづくりの目標を示します。なお、地域・地区別構想は、「都市計画まちづくり条例」に基づき、地区から提案される「地区まちづくり構想」をもとに策定します。

海蔵地区まちづくり構想策定委員会は平成 22 年 5 月に発足し、平成 24 年 5 月に海蔵地区における地区まちづくり構想『海蔵地区まちづくり構想』を策定しました。

## 2. 海蔵地区まちづくり構想策定の経過

年 月	内 容
平成 22 年 5月 10日 (月)	第1回 海蔵地区まちづくり構想策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・来賓あいさつ</li> <li>・委員、参与自己紹介</li> <li>・議長選任、議長あいさつ</li> </ul> 1 規約の承認 2 役員の選出
平成 22 年 6月 22日 (木)	第2回 海蔵地区まちづくり構想策定委員会 1 海蔵地区に関する主な行政計画について（説明） 2 海蔵地区の良いところ・悪いところについて
平成 22 年 7月 15日 (木)	第3回 海蔵地区まちづくり構想策定委員会 1 海蔵地区の良いところ・悪いところについて（前回の続き） 2 グループ成果の発表・情報共有
平成 22 年 8月 19日 (木)	第4回 海蔵地区まちづくり構想策定委員会 1 海蔵地区におけるまちの課題の整理（前回までのまとめ） 2 関心の高い課題について（1人3つまで投票） 3 まち歩きに向けた作戦会議
平成 22 年 9月 16日 (木)	第5回 海蔵地区まちづくり構想策定委員会 ◆まち歩きに向けた作戦会議（前回の続き） <ul style="list-style-type: none"> <li>・まち歩きチェック箇所及びルートの確認</li> <li>・実施日別グループ分け・</li> </ul>
平成 22 年 10月 11日 (月・祝) 10月 12日 (火)	海蔵地区まちづくり構想策定委員会：まち歩き 【徒歩ルート】 ①河川内の自生木⇒②県科学技術振興センター、窯業研究室⇒③万古広場（万古町）⇒④桜並木⇒⑤菖蒲園と堀川流末地域⇒⑥河川広場⇒⑦一里塚公園（三ツ谷南区）⇒⑧多度神社（三ツ谷南区）⇒⑨国道 1 号線三ツ谷交差点⇒⑩バス通り⇒⑪眞楽寺（東阿倉川 2 区）⇒⑫唯福寺（東阿倉川 2 区）⇒⑬海蔵神社（東阿倉川 2 区）⇒⑭天然記念物アイナシ（西阿倉川 5 区）⇒⑮街路樹がなく、ものさびしい⇒⑯北側歩道⇒⑰調整区域内の宅地 【自動車ルート】 (1)本郷ほうさい公園（本郷町 1 区）⇒(2)神明社（末永町 1 区）⇒(3)三滝新川（分派）⇒(4)野田川水門⇒(5)野田公園（野田 1 丁目）⇒(6)悟真寺（野田 1 丁目）⇒(7)野田神社（野田 1 丁目）⇒(8)国道 365 号線清水町交差点⇒(9)市道阿倉川・西富田線交差点⇒(10)海蔵保育園交差点（西阿倉川 2 区）⇒(11)バス通りを東進⇒(12)わかば共同作業所⇒(13)松が丘新住宅開発地前道路⇒(14)海蔵受信所（松が丘）⇒(15)御厨飽良河神社⇒(16)楠の木公園⇒(17)福祉の家⇒(18)浄覚寺（西阿倉川 2 区）⇒(19)垂坂山⇒(20)四日市社会保険病院（羽津山町）⇒(21)四・九の市（阿倉川町）⇒(22)天然記念物イヌナシ（東阿倉川 1 区）⇒(23)近鉄阿倉川駅⇒(24)新開橋（三ツ谷東区）⇒(25)東阿倉川 1・2 区、阿倉川交差点⇒(26)風の家⇒(27)学童保育所
平成 22 年 10月 21日 (木)	第6回 海蔵地区まちづくり構想策定委員会 1 まち歩き成果の取りまとめ 2 グループ成果の発表と意見交換
平成 22 年 11月 18日 (木)	第7回 海蔵地区まちづくり構想策定委員会 1 前回成果の整理と反映 2 課題の掘り下げ（意見交換） テーマ 2：地区内の交通の利便性と安全性の向上
平成 22 年 12月 16日 (木)	第8回 海蔵地区まちづくり構想策定委員会 ◆課題の掘り下げ（意見交換） テーマ 1：河川の安全性向上と排水対策 テーマ 5：水辺空間と公園・緑地の整備

年 月	内 容
平成 23 年 1月 20日 (木)	第9回 海蔵地区まちづくり構想策定委員会 ◆課題の掘り下げ(意見交換) テーマ5:水辺空間と公園・緑地の整備
平成 23 年 2月 17日 (木)	第10回 海蔵地区まちづくり構想策定委員会 ◆課題の掘り下げ(意見交換) テーマ4:地場産業と歴史を生かした地区の魅力づくり テーマ6:安心して暮らし続けられる居住環境の向上
平成 23 年 3月 17日 (木)	第11回 海蔵地区まちづくり構想策定委員会 ◆課題の掘り下げ(意見交換) テーマ3:計画的・合理的な土地利用の推進
平成 23 年 3月末	地区広報「かいぞう」全戸配布 地区市民センターでの中間報告閲覧開始
平成 23 年 4月 21日 (木)	第12回 海蔵地区まちづくり構想策定委員会 ◆方向性の議論 テーマ5:水辺空間と公園・緑地の整備
平成 23 年 5月 19日 (木)	第13回 海蔵地区まちづくり構想策定委員会 ◆方向性の議論 テーマ5:水辺空間と公園・緑地の整備(前回の続き)
平成 23 年 6月 16日 (木)	第14回 海蔵地区まちづくり構想策定委員会 ◆方向性の議論 テーマ1:河川の安全性向上と排水対策
平成 23 年 7月 21日 (木)	第15回 海蔵地区まちづくり構想策定委員会 ◆方向性の議論 テーマ2:地区内の交通の利便性と安全性の向上
平成 23 年 8月 18日 (木)	第16回 海蔵地区まちづくり構想策定委員会 ◆方向性の議論 テーマ2:地区内の交通の利便性と安全性の向上(前回の続き) テーマ4:地場産業と歴史を生かした地区の魅力づくり
平成 23 年 9月 15日 (木)	第17回 海蔵地区まちづくり構想策定委員会 ◆方向性の議論 テーマ6:安心して暮らし続けられる居住環境の向上 テーマ3:計画的・合理的な土地利用の推進
平成 23 年 10月 19日 (木)	第18回 海蔵地区まちづくり構想策定委員会 1 都市計画マスタープラン(全体構想)の変更内容について説明 2 前回までのおさらい 3 今後の進め方・策定スケジュールについて
平成 23 年 11 月	海蔵地区まちづくり構想のPR 【文化祭で策定経過等を掲示】
平成 23 年 11月 17日 (木)	第19回 海蔵地区まちづくり構想策定委員会 ◆まちづくり構想(素案)の周知及び意見収集 ①子育て世代 幼稚園PTA、保育園保護者会、小学校PTA、育成会、中学校PTA、学童保育所、青少年健全育成協議会、幼稚園・保育園の園長、小・中学校の校長 ②福祉関連 わかば共同作業所、風の家、あいプロジェクト、はあとくらぶ、YMCA、福祉の家、ゴールデンエイジ

年 月	内 容
平成 23 年 12 月 15 日 (木)	第 20 回 海蔵地区まちづくり構想策定委員会 ◆まちづくり構想(素案)の周知及び意見収集 ③各種団体 農家組合、消防団、セフティネット、あいなし保存会、若生会、民生・児童委員、婦人会 ④地区社会福祉協議会 6つの事業部
平成 24 年 1 月 19 日 (木)	第 21 回 海蔵地区まちづくり構想策定委員会 1 意見収集:【第 19,20 回参加各団体】 2 まちづくり構想(素案)への意見対応の検討
平成 24 年 2 月 16 日 (木)	第 22 回 海蔵地区まちづくり構想策定委員会 1 まちづくり構想(素案)への意見対応 2 「地区広報かいそう」について
平成 24 年 3 月 15 日 (木)	第 23 回 海蔵地区まちづくり構想策定委員会 1 まちづくり構想(素案)の修正の確認 2 「はじめに」の検討
平成 24 年 3 月末	地区広報「かいそう」全戸配布 地区市民センターでの最終案閲覧・意見収集を実施
平成 24 年 4 月 19 日 (木)	第 24 回 海蔵地区まちづくり構想策定委員会 1 「はじめに」の検討 2 「海蔵地区まちづくり構想」最終とりまとめ 3 今後の進め方・策定スケジュールについて
平成 24 年 5 月 10 日 (木)	海蔵地区まちづくり構想の取りまとめ【完成】 ◆海蔵地区連合自治会での承認
平成 24 年 5 月 25 日 (金)	海蔵地区まちづくり構想の市への提言

### 3. まちづくり構想策定委員会委員名簿

【委員】

	氏 名	住 所	役 職
1	水越 貢	西阿倉川	
2	吉田 由佳	西阿倉川	
3	川森 一成	松ヶ丘	
4	水谷 宣正	松ヶ丘	
5	平田 源次	東阿倉川	書記
6	日比 彥子	東阿倉川	副会長
7	加納 俊彦	東阿倉川	
8	前嶋 裕三	阿倉川町	
9	笹岡 信夫	万古町	会長
10	阪田 稔	万古町	
11	笹岡 乗子	万古町	
12	上野 尚子	万古町	
13	水谷 之彦	万古町	
14	矢橋 一郎	三ツ谷町	
15	笹岡 悦三	三ツ谷町	
16	今村 政夫	本郷町	
17	堀 孝江	本郷町	
18	上田 宜生	清水町	副会長
19	下田 隆平	清水町	
20	市野 勲	野田	
21	伊藤 清信	野田	
22	芝田 孝司	野田	
故人	垣内 敏夫	末永町	会計
故人	山田 弘之	三ツ谷町	

【顧問】

	氏 名	住 所	役 職
	水谷 重信	西阿倉川	連合自治会長

【事務局】

氏 名	役 職	住 所	電話番号
今村 稔 (山下 二三夫)	館 長	海蔵地区市民センター 東阿倉川622-1	331-3284
山本 修	副館長		
加納 哲夫	地域マネージャー		

( ) 内は前任者

## 4. 海蔵地区まちづくり構想策定委員会規約

(設置)

第1条 海蔵小学校区において、第2条に掲げる目的を果たすため海蔵地区まちづくり構想策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、四日市市都市計画まちづくり条例（以下「条例」という。）第19条第1項及び第2項に基づき地区まちづくり構想策定委員会として市の認定を受け、条例第18条に基づくまちづくり構想（以下「構想」という。）を策定するなど、第3条に掲げる事業を実施することにより、海蔵小学校区の将来像を住民みんなで考え、その将来像実現のための方針を住民みんなで推進する。

(事業)

第3条 委員会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 構想の策定及び市長への提出
- (2) 住民の意見集約
- (3) まちづくりに関する調査及び研究
- (4) 会報の発行など住民への情報発信
- (5) その他目的達成に必要な事業

(承認)

第4条 委員会は条例第20条第1項に基づき、構想を市長へ提出するときは、海蔵地区連合自治会（以下「連合自治会」という。）の承認を受けるものとする。

(委員)

第5条 委員会は次の委員で構成する。

- (1) 連合自治会より推薦されたもの。
- (2) 公募によるもの。
- (3) 委員会が特に認めたもの。

(役員)

第6条 委員会に会長、副会長を若干名、書記、会計の役員を置く。

- (1) 会長は委員会を代表し、会務を総理する。
  - (2) 副会長は、会長に事故あるときは、代わってその任を務める。
  - (3) 書記は、委員会の協議及び検討の結果等を記録し、事務局と共に庶務を務める。
  - (4) 会計は、委員会の予算を執行し、金銭出納を記録する。
- 2 役員は、委員の互選により選出する。
  - 3 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 4 後任或いは追加の役員の任期は、他の役員の残任期間と同じとする。

(部会)

第7条 委員会には、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会には、部会員の互選により部会長等役職を置くものとする。

(会議)

第8条 委員会の会議は、会長が招集するものとし、必要に応じて開催する。

2 部会の会議は、部会長が招集するものとし、必要に応じて開催する。

3 委員会の会議及び部会の会議において、賛否により決定しなければならない事項がある場合は、過半数により決するものとする。可否同数の場合は、会長或いは部会長により決するものとする。

(関係人の出席)

第9条 委員会又は部会は、会議事項の協議・検討に必要があると認めるときは、その関係人の出席を求めることができる。

(顧問)

第10条 委員会は、その目的のため、顧問を置くことができる。

(参与)

第11条 海蔵地区市民センター館長及び副館長並びに地域マネージャーは、委員会に参加することができる。

(事務局)

第12条 委員会の事務局は海蔵地区市民センターに置く。

(会計年度)

第13条 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成22年5月10日（以下「施行日」とする。）から施行する。

(経過措置)

2 平成22年5月10日に就任する委員は、第5条の規定にかかわらず海蔵地区まちづくり委員会準備会の推薦を受けたもの並びに公募によるものとする。

3 平成22年度の会計年度は、第13条の規定にかかわらず平成22年5月10日から平成23年3月31日までとする。